

## 情報公開の手数料に係る定め

	平成15年10月	2日	総務部長通達第15-6号
改正	平成23年	5月13日	総務部長通達第23-6号
改正	平成24年	6月26日	総務部長通達第24-11号
改正	令和元年	6月17日	総務部長通達令和第1-2号

### (目的)

第1条 この通達は、情報公開規程（規程第15-53号）第38条に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）における法人文書の開示請求及び開示の実施に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この通達において用いる用語の定義は、文書管理規程（規程第15-21号）及び情報公開規程の定めによる。

### (手数料の額等)

第3条 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）

開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）

開示を受ける法人文書1件につき、別表第1の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額（情報公開規程第20条の規定により更なる開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイ又は口のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イ又は口に定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

(イ) 他の独立行政法人等から事案が移送された場合（口に掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が定める開示請求に係る手数料の額に

相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)

- (ロ) 行政機関又は他の独立行政法人等から行政文書又は法人文書の一部について事案が移送された場合 開示請求手数料相当額のうち機構が分担するものとして、当該行政機関又は独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合の前項第2号の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書  
(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金(郵送による場合は現金書留)、郵便為替又は銀行振込で納付させるものとする。
- 4 法人文書の開示を受ける者が法人文書の写しの送付による方法で開示の実施を求めるときは、開示実施手数料のほか郵送料を郵便切手又は銀行振込で納付させるものとする。

(手数料の減免)

第4条 情報公開法第17条第3項の規定による手数料の減額又は免除は次の各号に定めるところによる。

- (1) 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- (2) 前号の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者が、申出を行う際には、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した別に定める申請書を提出させるものとする。
- (3) 前号の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付させるものとする。
- (4) 第1号に規定するもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の

実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この総務部長通達は、平成15年10月2日から施行し、平成15年10月1日より適用する。

附 則（平成23年5月13日 総務部長通達第23-6号）

この総務部長通達は、平成23年5月13日から施行する。

附 則（平成24年6月26日 総務部長通達第24-11号）

この総務部長通達は、平成24年6月26日から施行する。

附 則（令和元年6月17日 総務部長通達令和第1-2号）

この総務部長通達は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項までに該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606 及びX6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「CD-R」という。）に複写したものの交付	CD-R 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「DVD-R」という。）に複写したものの交付	DVD-R 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 80 円（A3 判については 140 円、A2 判については 370 円、A1 判については 690 円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円）

4 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1300円）
5 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項又は6の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額

備考

1 1の項口若しくはハ、2の項ハ又は7の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

2 この表に定める開示の実施の方法により難しい場合の開示の実施の方法及び開示実施手数料の額は、本通達に定める開示の実施の方法及び開示実施手数料の額を参酌してその都度定める。